

市民税・県民税の申告は3月17日(月)までに

令和7年度【令和6年(2024年)中の所得】申告については、原則郵送での申告としております。
資料の添付漏れにはご注意ください。
やむを得ず、対面での申告相談を希望する方は下記日程表のとおり各区1か所会場を設けますのでお越しください。その際は申告受付をスムーズに行うため事前に申告書への記入をお願いします。
※昨年、市民税・県民税の申告書を提出した方には、1月下旬に市民税・県民税申告書を郵送します。
※申告書は「提出用」を郵送してください。
「本人控」に受付印および市からの返送が必要な場合は、あて先・あて名を記入し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。



申告が必要な方

令和7年1月1日現在、市内に住所がある方で令和6年中の収入の状況等が次に該当する方

- 営業、農業、不動産、配当などの収入があった方
- 給与所得者でその他の収入があった方
- 日雇い、パート、アルバイトなどの収入があった方
- 退職し、再就職していない方(年末調整が済んでいない方)
- 公的年金受給者で公的年金等の源泉徴収票に記載のある控除以外の控除がある方や他の収入があった方
- 世帯主が市外へ単身赴任などで転出している家族の方
- 遺族年金や障害年金などの非課税年金のみを受給していた方
- 雇用保険のみを受給していた方
- 収入がなかった方(市内に住所がある親族に扶養されている方を除く)など

申告の必要がない方

- 所得税および復興特別所得税の確定申告をする方
- 収入が給与収入のみで勤務先から「給与支払報告書」が提出される方
- 収入が公的年金のみで所得控除の申告の必要がない方
- 収入がなく、市内に住所がある親族に扶養されている方

所得税および復興特別所得税の 確定申告 について

所得税および復興特別所得税の確定申告は、日程表の○印がついている会場で**還付申告のみ**受け付けます。**以下の申告が必要な方は、税務署が設ける確定申告相談会場での申告をお願いします。**

- 営業等、農業、不動産所得のある方
- 確定申告で雑損控除を受ける方
- 所得税の納付が必要な方
- 譲渡(土地、建物、株式等の売却)所得のある方
- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける方
- 死亡した方の申告(準確定申告)をする方
- 令和5年分以前の申告をする方

※所得税の定額減税の計算のため確定申告が必要な場合があります。
詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

定額減税に関する
情報はこちらから

国税庁ホームページ

申告に必要なもの

(ア) マイナンバーが確認できるもの(被扶養者分を含む)
(イ) 収入を証明できるもの

- ・ 源泉徴収票や収支内訳書など(収入や必要経費などが確認できる書類)

(ウ) 所得から控除する金額が確認できるもの(各種控除適用に必要なもの)

- ・ 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料の支払証明書(確認書)または領収書
- ・ 生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の証明書
- ・ 医療費控除の明細書、医療費通知書、セルフメディケーション税制の明細書
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書
- ・ 寄附金の受領書

(エ) 国外居住者を扶養する場合は、親族関係書類と送金関係書類等
(オ) 前年度の申告書や収支内訳書の控 など

市ホームページの
「住民税額シミュレーションシステム」で
市民税・県民税の申告書作成ができます！

お持ちのプリンターで印刷すると市民税・県民税申告書が作成できます。作成した申告書は、関係書類とともに市民税課に郵送または窓口にてご提出ください。

詳しくは、
こちら
↓

税務署が設ける確定申告会場の変更について

東区の方は、本年から熊本東税務署が確定申告会場になります。
東区以外の方は、昨年同様、熊本城ホールとなります。
いずれも開設期間は3月17日(月)までです。

受付時間：午前9時から午後4時まで(入場整理券の配布がなくなり次第、受け付けを終了する場合があります。)
※入場整理券の入手方法については9ページをご覧ください。

市民税・県民税の申告相談日程表

※会場への入場・番号札の配布は、午前8時半からを予定していますが、状況によっては早めに受け付けを開始することもありますので、ご了承ください。
※各会場の午前中に受け付ける定員数は80名となります。定員数を超えた場合は、午後からの受け付けとなります。

都合がつかない場合はお住まいの区・校区の会場以外でも申告受け付け・相談できます！

区	確定申告	会場	対象校区(地区)	期日	受付時間
中央区	×	市庁舎 2階市民税課 窓口	城東、壺川	2月 3日(月)	午前8時半 ～11時半 午後1時 ～5時15分
			碩台、五福	2月 4日(火)	
			向山、出水	2月 5日(水)	
			砂取、出水南	2月 6日(木)	
			白川、大江、託麻原	2月 7日(金)	
			白山、本荘	2月10日(月)	
			春竹、一新	2月12日(水)	
			慶徳、帯山	2月13日(木)	
			帯山西、黒髪	2月14日(金)	
東区	×	東部公民館 2階大ホール	尾ノ上、桜木	3月10日(月)	午前9時半 ～11時 午後1時 ～3時半
			託麻西、月出、山ノ内、秋津	3月11日(火)	
			託麻東、託麻北、東町、画図	3月12日(水)	
			西原、健軍東、託麻南、健軍、桜木東	3月13日(木)	
			長嶺、若葉、泉ヶ丘	3月14日(金)	
西区	○	西部公民館 大ホール	古町、高橋、中島	3月 3日(月)	午前9時半 ～11時 午後1時 ～3時半
			城西、小島、白坪	3月 4日(火)	
			河内、芳野	3月 5日(水)	
			城山、花園	3月 6日(木)	
			池田、池上、春日	3月 7日(金)	

※表中「確定申告」の欄に「×」の付いた会場では、所得税および復興特別所得税の確定申告の受け付け・相談はできません。

お願い

- 上記各区の申告期間は、各申告会場に市民税課職員が出向するため、市民税課・各区役所税務室窓口での申告・相談はご遠慮ください。上記の各会場で申告・相談をお願いします。
- 駐車場には限りがあり、大変混雑しますので公共交通機関を利用ください。
- 医療費控除や収支内訳の計算は相当時間がかかります。医療費控除の明細書や収支内訳書は作成してお越しください。
- 市民税・県民税申告についてのお問い合わせは、各会場や各区税務室ではなく、市民税課にご連絡ください。

区	確定申告	会場	対象校区(地区)	期日	受付時間
南区	○	富合公民館 研修室 (アスパル富合)	日吉、日吉東	2月17日(月)	午前9時半 ～11時 午後1時 ～3時半
			川尻、城南	2月18日(火)	
			力合、力合西	2月19日(水)	
			田迎、田迎西	2月20日(木)	
			田迎南、御幸	2月21日(金)	
			銭塘、川口、奥古閑、中緑	2月25日(火)	
			飽田西、飽田南、飽田東	2月26日(水)	
			塚原、東阿高、東阿高団地、鰐瀬、旭が丘団地、土鹿野、舞原、陳内、丹生宮、島田、才木	2月27日(木)	
			永、千原、著町、本町、栄町、萱木、坂本、平野、今、吉野、碓、高、沈目、藤山、南藤山、尾窪	2月28日(金)	
			さんさん、下宮地、城南団地、一ノ町、二ノ町、金屋町、築地、六田、赤見、上宮地、中宮地、出水、阿高、旭町	3月 3日(月)	
			御船手、杉島、鳥場、小岩瀬、菰江、莎崎、国町、清藤、上杉、釈迦堂、大町	3月 4日(火)	
			碓江、西田尻、古閑、新、田尻、南田尻、木原、平原、榎津、廻江、志々水	3月 5日(水)	
北区	○	植木文化センター 2階多目的ホール (北区役所東隣)	西里、北部東	1月27日(月)	午前9時半 ～11時 午後1時 ～3時半
			川上	1月28日(火)	
			楡木、武蔵	1月29日(水)	
			龍田、龍田西、楠、弓削	1月30日(木)	
			清水	1月31日(金)	
			麻生田、城北、高平台	2月 3日(月)	
			植木	2月 4日(火)	
			吉松	2月 5日(水)	
			田底	2月 6日(木)	
			田原	2月 7日(金)	
			山本	2月10日(月)	
			山東	2月12日(水)	
			菱形、大和	2月13日(木)	
			桜井	2月14日(金)	

申告会場への
アクセスはこちら
をご覧ください。

※例年、午前中は大変混みあいます。午後2時以降が比較的空いています。

(市民税課 ☎096-328-2183)